

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年3月8日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎16階
札幌市議会事務局議事課議事係（電話011-211-3166）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和6年度 札幌市議会会議録検索システム運用管理業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市役所本庁舎16階 札幌市議会事務局議事課（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 会社が札幌市外にある場合は、機器等に障害が生じた場合に迅速に対応するため、営業所等を市内に有していること。
- (8) 告示日を起点とした過去2年間において、調達役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する

者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記1で交付する。交付期間は、この告示の日から入札日の前日までの8時45分から17時15分までとする（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

また、札幌市議会事務局ホームページの以下のURLからダウンロードすることができる。

<https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/nyusatsu-kaigiroku-r6.html>

(3) 入札書の受領期限

令和6年3月19日（火）14時00分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 入札書の提出方法

ア 持参による提出

入札書（別紙1）を作成して封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年3月19日14時00分開札〔令和6年度 札幌市議会会議録検索システム運用管理業務〕の入札書在中」の旨を記載し、入札書の受領期限までに上記1宛に提出すること。

イ 郵送による提出

二重封筒とし、外封に「令和6年3月19日14時00分開札〔令和6年度 札幌市議会会議録検索システム運用管理業務〕の入札書在中」の旨を記載し、中封及び入札書は上記4(4)アと同様に作成し、入札書の受領期限までに上記1宛に送付すること。

ウ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年3月19日（火）14時00分

札幌市役所本庁舎16階 議会事務局会議室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。